

年金積立金の運用について

出 原 孝 夫

I わが国の公的年金制度の種類と 厚生年金保険、国民年金の比重

わが国の公的年金制度は、昭和 36 年 4 月に、拠出制国民年金制度が発足することによって、国民皆年金といわれる状態を実現した。

年金制度の目的は、個々の国民が、みずから十分備えをしておくことの容易でない、老齢、障害、死亡等の事故に対して、社会的連帯による共通の基金を設け、失われた所得を補なうことにより、安定した生活を維持することである。この共通の基金を準備する方式として、当該年度の所要資金を、当該年度に徴収する方式（賦課方式）と、将来の給付に備えて、多額の資金を積立てる方式（積立方式）とがある。すなわち、前者は、現在の生産人口が、老齢その他の事故をもつ人口を扶養し、自分たちの事故については、後代の扶養を期待するものであり、後者は、現在の生産人口が、みずからの将来の事故に備えて基金を拠出するものであるといえよう。

わが国の公的年金制度は、現在、7 種類の被用者に対する年金制度（厚生年金保険のほか、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合）と、農漁民、自営業者等に対する国民年金の制度よりなっており、その被保険者数は、表 1 のとおり

表 1 各公的年金制度被保険者数

(昭和 39 年度末現在)

区 分	被保険者数 千人	比 率 %
国 民 年 金	19,320	46.0
厚 生 年 金 保 険	17,873	42.6
船 員 保 険	250	0.6
国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,032	2.6
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,220	5.3
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合	744	1.8
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	129	0.3
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	339	0.8
合 計	41,967	100.0

約 4,196 万人、そのうち、国民年金の被保険者 1,932 万人、厚生年金保険の被保険者、1,787 万人で、この両

制度の被保険者で全体の約 89% を占めている。このことから、厚生年金保険および国民年金の両制度が、わが国年金制度の中核的な役割を占めているといって差しつかえないであろう。

II 厚生年金保険と国民年金の積立金の現状

厚生年金保険および国民年金の制度は、その財政方式として、積立方式を採用しているので、給付が全面的に行われるようになるまでは、毎年、保険料や、保険料の運用から生ずる収入等により、ばく大な積立金が蓄積されていくことになる。厚生年金保険の制度は昭和 17 年に、国民年金の制度（拠出制）は昭和 36 年に発足したものであるが、その積立金の状況は表 2 に示すとおり、

表 2 厚生年金保険・国民年金積立金累積状況

(単位 億円)

昭和年度	厚生年金保険		国民年金		合 計	
	増加額	累 計	増加額	累 計	増加額	累 計
17	1	1			1	1
20	13	14			13	14
25	354	368			354	368
30	1,119	1,487			1,119	1,487
35	2,953	4,440			2,953	4,440
36	1,219	5,659	305	305	1,524	5,964
37	1,493	7,152	340	645	1,833	7,797
38	1,753	8,905	399	1,044	2,152	9,949
39	2,091	10,996	431	1,475	2,522	12,472

昭和 39 年度末で、厚生年金保険 1 兆 996 億円、国民年金 1,475 億円に達したが、これらの積立金は、今後年を追って増加し、たとえば、厚生年金保険では、積立金の額は、現行のまま制度を改正しないとしても、将来のピーク時には約 34 兆円の巨額に達するものとみこまれている。

III 年金積立金のもつ機能

このように積立てられた多額の年金積立金の機能としては、つぎの三つをあげることができる。

第 1 は、将来発生する保険給付の財源としての責任準備金的性格である。すなわち、これを、昭和 39 年度で

みれば、すでに厚生年金保険での給付は約 182 億円に達しているが、その財源は一部の国庫負担金のほかは、積立金より支出されているのであり、保険給付のピーク時と推定される昭和 90 年においては、約 2 兆 9,000 億円に及ぶとみこまれている。

第 2 は、世代間の負担均衡の機能である。年金制度の支出は、制度発足当初は少額であっても、その後、年を追って増大するものであるから、賦課式のように、年々の経費を年々の保険料で賄うこととすれば、現在と将来とで世代間の負担がいちじるしく均衡を欠くこととなる。とくにわが国のごとく、将来、高齢人口の比率が急激に増大することの予想されている場合にそうであり、積立方式は、この世代間の負担を平準化するところに大きな意味をもっている。

第 3 は、資金運用の結果として生ずる経済的機能である。すなわち、これらの積立金は運用収入（利子等）を得て、各方面に投融資されるのであるが、このように巨大な資金が投融資されること自体国民経済的に重要な意味をもたざるを得ないものであり、投融資の結果が、被保険者はもちろん、国民全体の生活と福祉に重大な影響をもつということである。

IV 年金積立金運用の原則

1. 安全確実かつ有利な運用

年金積立金の運用にあたって、とくに注意すべき原則の第 1 は、保険給付の財源としての責任準備金たる性格に基き、安全確実、かつ有利に運用しなければならないということである。たとえば、厚生年金保険においては、昭和 90 年度には、給付費約 2 兆 9,000 億円の 6 割以上に相当する 1 兆 8,000 億円程度は積立金の運用収入をもってあてることが予定されているのであり、積立金の運用に当っては、数理計算上の予定利率にとらわれることなく、できるだけ有利に運用することが、将来の負担を軽減し、または将来における給付を厚くするゆえんであり、一方、たとえ有利であっても、安全性に欠ける運用は厳に慎まなければならないということである。

2. 被保険者層の福祉、ひいては国民生活の向上に役立つ運用

年金積立金運用にあたって注意すべき第 2 の原則は、前記の経済的機能に基くものである。すなわち、各種投融資の形をもって行われる積立金の運用は、国民生活の向上や、国民経済の発展に十分役立つものであるべきこと、とくに、被保険者層を中心として、広く国民一般の

福祉の増進をもたらすものであることが重要である。積立金の一部が、被保険者等に還元融資され、また還元融資以外の部分についても、その使途につき十分配慮されなければならないゆえんである。

そして、第 3 には、これらの原則に従って行なわれる積立金の運用の状況が被保険者はじめ、年金制度に関係する人たちに明確に示されることによって、制度に対する信頼と協力を保持することである。保険料の拠出と、実際の給付の間に長期に及ぶ時間的ズレがあり、しかもこれらの保険料が強制的に集積されることを考えれば、このことは当然であるとなづけよう。

V 年金積立金運用の現状

1. 表 2 に示した厚生年金保険および国民年金の積立金は、現行制度では大蔵省資金運用部に預託され、郵便貯金その他の国家資金とともに一元的に管理運用されている。したがって、年金積立金運用の第 1 の原則からみて、安全確実な運用をされているといえるが、運用収入についていえば、資金運用部に対する預託利率が法定されているため（7 年もの年利 6 分に特別利子 5 厘を付し、年利 6 分 5 厘）、これ以上有利に運用する途は開かれていない。

2. 年金積立金が、資金運用部資金として管理運用されているということは、国家資金として、国の財政投融资計画に参加しているということである。近時、財政投融资計画の国家財政ひいては国民経済に及ぼす影響は増大の一途をたどっているが、昭和 40 年度についていえば、財政投融资計画は、当初計画で 1 兆 6,206 億円におよび、政府の一般会計歳出予算 3 兆 581 億円と対比して、その 44% に当る膨大なものとなっている。これらの資金は、住宅・生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業・農林漁業等国民生活の安定向上、国土保全・道路・運輸通信・地域開発等の公共投資、基幹産業・輸出振興等の産業振興に当てられている（表 3 参照）。

ところで、財政投融资の原資には、資金運用部資金のほか、簡易保険および郵便年金、その他各種の資金があり、また、年度によりその種類には変遷があるが、そのうち、資金運用部資金は、つねに最大の資金源となっており、しかも、今後ますますその比重を増大していくと予想されている。この資金運用部資金の原資（残高合計）中に占める厚生年金保険および国民年金積立金合計額の比重は、資金運用部資金のいちじるしい増勢にもかかわらず、毎年着実な伸びを示しており、昭和 36 年度末に約 23% であったものが、昭和 39 年度末（40 年 3

表 3 昭和 40 年度財政投融资使途別分類表

(単位 億円)

区 分	産投会計 出 資	資 金 運 用 部 資 金			簡保資金	公 募 債 借入金等	財投合計
		年金資金等	郵貯資金等	小 計			
(1) 住 宅	40	782	764	1,546	133	540	2,259
(2) 生活環境整備	1	601	625	1,226	169	614	2,010
(3) 厚生福祉施設	—	510	75	585	—	—	585
(4) 文教施設	—	137	211	348	145	—	493
(5) 中小企業	—	645	990	1,635	110	300	2,045
(6) 農林漁業	158	395	606	1,001	10	—	1,169
(1)~(6) 小 計	199	3,070	3,271	6,341	567	1,454	8,561
(7) 国土保全災害復旧	—	184	283	467	39	—	506
(8) 道 路	—	98	150	248	270	766	1,284
(9) 運輸通信	25	359	550	909	139	1,177	2,250
(10) 地域開発	19	256	394	650	65	390	1,124
(7)~(10) 小 計	44	897	1,377	2,274	513	2,333	5,164
(11) 基幹産業	24	—	1,095	1,095	20	123	1,262
(12) 輸出振興	290	—	929	929	—	—	1,219
合 計	557	3,967	6,672	10,639	1,100	3,910	16,206

月末現在)では約 30% に達するに至った。

3. これらの年金積立金の使途については、昭和 36 年拠出制国民年金制度発足を機に、厚生年金保険、国民年金等の年金制度の運営を主管する厚生省と、資金運用部資金を管理運用する大蔵省とが協議の結果、厚生年金、国民年金等の積立金は、財政投融资計画の中においても、国民生活の安定向上に直接役立つ分野 (75%程度) および国民生活の安定向上の基盤となる分野 (25%程度) に運用することとし、とくに、そのうち、毎年度積立金増加額の 25% に相当する額は、厚生年金還元融資、国民年金特別融資として、保険料拠出者等の生活の向上に直接寄与する分野に運用することとなり今日に至っている。

以下、昭和 36 年、厚生・大蔵両省間で合意をみた、年金積立金の運用方針を参考に掲げておこう。

なお、さきに掲げた表 3 は、昭和 40 年度財政投融资使途別分類表であるが、年金資金等の使途についていえば、このうち、(1) から (6) までは国民生活の安定向上に直接役立つ分野であり、その小計 3,070 億円は、年金資金等総額 (厚生年金保険、国民年金のほか、船員保険、国家公務員共済組合の資金を含む) の 77% に相当する。また (7) から (10) までは国民生活の安定向上の基盤となる分野としてとりあつかわれている。

(資料 1) 国民年金積立金等の運用方針

昭和 36 年 1 月 21 日

1. 国民年金、厚生年金、船員保険、共済組合の各資金 (以下「年金資金等」という) は資金運用部に預託し、財政投融资として運用する。

資金運用部資金の運用について郵便貯金等と年金資金等との資金区分別の使途別分類を設け、資金の使途を明確にする。

2. 財政投融资計画の策定に当っては、極力国民生活の向上に重点を指向するほか、特に年金資金等の使途については、

(イ) 国民生活の安定向上に直接役立つ住宅、生活環境整備 (上下水道等)、厚生福祉施設 (病院、福祉施設等)、文教施設、中小企業、農林漁業等に最重点をおき、特にその一部は厚生年金還元融資又は国民年金特別融資として、保険料の拠出者等の生活の向上に直接寄与する対象に運用するものとし、

(ロ) その残余についても、国民生活の安定向上の基盤となる道路、運輸通信、国土保全、地域開発等に運用するものとする。

(備 考)

昭和 36 年度においては、(イ) の使途に対する運用を 75% 程度とし、残余を (ロ) の使途に運用するものとする。

なお、(イ) の運用のうち、厚生年金還元融資および国民年金特別融資は、それぞれ積立金の資金運用部預託増加額の 25% とする。

3. 年金資金等の長期預託金に対しては、資金運用部において他の長期預託金と同様年 6 分の利子のほか、5 厘程度の特別の利率による利子を付し、その利回りの向上をはかるものとする。

4. 資金運用部資金運用審議会の組織を改め、年金制

度の諸事情等をも十分に反映させつつ、資金運用部資金全体の公正、妥当な運営を図るものとする。

VI 還元融資および特別融資

厚生年金保険の還元融資および国民年金の特別融資の資金枠は、毎年度積立金増加額の 25% 相当額であることは、すでに説明したとおりであるが、その使途は、前記財政投融資使途別分類表の (1) から (6) までのうち、とくに被保険者層の福祉の向上に直接寄与する住宅、病院、厚生福祉施設等の整備にふり向けられることになっている。表 4 は、最近における還元融資、特別融資の資

表 4 還元融資、特別融資資金枠

		(単位 億円)				
原資別	年度別	36	37	38	39	40
厚生年金		260	330	415	545	815
国民年金		75	100	107	114	123
計		335	430	522	659	938

金量の年度別の推移を示すものであり、昭和 36 年度には計 335 億円であったものが、昭和 40 年度には 938 億円と、年金積立金の毎年度増加額の伸びに応じて、年々増大してきている。また、表 5 は、昭和 40 年度におけ

表 5 昭和 40 年度還元融資、特別融資資金枠

		(単位 億円)	
区 分	厚生年金 生保	国民年金	計
年金福祉事業団	354	16	370
住 宅	235	—	235
病 院	40	5	45
厚生福祉施設	79	11	90
特別地方債	324	95	419
住宅および生活環境	43	6	49
病 院	95	32	127
厚生福祉施設	54	55	109
清 掃	132	2	134
医療金融公庫	62	8	70
社会福祉事業振興会	3	3	6
国立病院特別会計	12	1	13
公害防止事業団	10	—	10
一般地方債	50	—	50
計	815	123	938

る還元融資、特別融資の資金枠の内訳を示したものであるが、総額 938 億円は、還元融資、特別融資の支柱となる年金福祉事業団と特別地方債に各 370 億円、419 億円があてられているほか、医療金融公庫その他の原資の一部にあてられている。

以下還元融資、特別融資の支柱となる年金福祉事業団と、特別地方債について述べよう。

1. 年金福祉事業団

年金福祉事業団は、昭和 36 年に、民間向けの還元融資、特別融資の業務を、政府にかわって扱う特殊法人として、年金福祉事業団法に基き設立された特殊法人である。

民間の事業主や団体等が、還元融資、特別融資を受けるには、それまでは、これをとり扱う専門の機関がなかったため、都道府県が起債をし、それを事業主等に融通する、いわゆる転貸方式がとられていた。この方式によった場合、①万一貸倒れが生じたときには、責任が地方公共団体に転嫁されるので、融資の相手方は、安全性の高い大企業に集中され、中小企業には融資され難いということ、②融資のための手続きが、国——地方公共団体を通じており事務的に複雑になること、等の問題があり、これを解決するために年金福祉事業団が設けられたものである。

年金福祉事業団の融資対象施設は、(1) 住宅、(2) 療養施設、(3) 厚生福祉施設——(ア)休養施設(イ)体育施設(ウ)教養文化施設(エ)給食施設(オ)老人、身体障害者、母子または児童のための施設、となっており、また貸付の相手方は、厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業協同組合、消費生活協同組合、農業協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人等となっている。

これらの融資対象施設別の資金枠(昭和 40 年度)は、表 5 のとおりであるが、このうち、とくに住宅については、現在の勤労者の住宅事情にかんがみ、年金福祉事業団融資の重点事業としてとり上げられ、その資金量も昭和 37 年度の 70 億円(事業団資金 135 億円の 52%)から、昭和 40 年度には、235 億円(事業団資金量 370 億円の 63%)と飛躍的に増大し、その需要に答えるよう配慮されてきた。

2. 特別地方債

特別地方債は、都道府県、市町村等の地方公共団体が、厚生年金、国民年金の被保険者をはじめ住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備することに対して行なう還元融資、特別融資であり、その対象事業は、(1) 住宅、(2) 病院、(3) 厚生福祉施設——(ア)休養施設(イ)体育施設(ウ)会館(エ)火葬場(オ)社会福祉施設など、年金福祉事業団の融資対象と同様な施設のほか、昭和 40 年度より

表 6 還元融資、特別融資（年金福祉事業団・特別地方債）融資施設整備状況

施設の種類の 年度別	36	37	38	39		
				年金福祉事業団	特別地方債	小計
住 宅						
世帯住宅	5,095戸	6,073戸	7,959戸	8,042戸	2,328戸	10,370戸
寮等	10,053人	19,438人	25,305人	31,206人	4,738人	35,944人
病院	276	346	312	76	264	340
厚生福祉施設	383	740	731	451	624	1,075
休養施設	54	89	72	64	46	110
会館・教養文化施設	99	201	157	153	55	208
体育施設	72	136	134	29	133	162
社会福祉施設	158	290	311	117	339	456
その他	—	24	57	88	51	139

注 1. 本表の整備施設数は、当該年度に新たに融資対象となったもののみ計上し、前年度から継続して融資したものは計上していない。
2. 施設数は、施設の大小にかかわらず各1件として計上した。

は清掃施設（し尿処理施設、ごみ処理施設）がつけ加えられたが、昭和 41 年度よりはさらに①簡易水道、②下水道終末処理施設、が融資対象につけ加えられることとなった。

3. 還元融資、特別融資による施設の整備状況

年金福祉事業団、特別地方債による還元融資、特別融資施設の整備状況については、①これらの資金の融通が、当該施設整備資金の一部を占めているに過ぎない場合もあり、また、施設の種類の多岐多様にわたっているのも、正確にこれを把握し、数字として計上することにはかなりの無理がある、②同種施設の全国的な普及状況についても資料が十分に把握できていない、等の理由のため、詳しい説明の資料を整えることができていないが、概要は、表6に示すとおりで、年々の資金量の伸びに応じてこれらの施設が逐年整備されていることはわかる。

VII 年金積立金運用をめぐる問題点

1. 年金積立金運用問題の沿革

(ア) 厚生年金保険制度発足当初の問題

年金積立金運用問題は、昭和 17 年、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の発足した当初に遡る。この制度の発足当初に当って、厚生省は、積立金の運用のいかんは、直接に保険料率の決定、保険給付等に重要な影響を及ぼすものであり、したがって、保険者の立場にある厚生省が積立金の管理運用に当るべきであると主張した。しかし、一方、積立金が国家資金として果す重要な役割を考えれば、年金積立金といえども他の財政資金とともに一元的に管理運用すべきであるとの大蔵省の主張があり、結局両者の意見を調整したうえ、「積立金

ハ国債ヲ以テ保有シ又ハ大蔵省予金部ニ預入シ之ヲ運用スルコトヲ得」（労働者年金保険特別会計法第五条）とされ、さらに、「労働者年金保険特別会計ノ余裕金及積立金ノ取扱ニ関スル大蔵大臣ト厚生大臣トノ協定」が締結され、労働者年金保険特別会計の余裕金および積立金はすべて大蔵省預金部に預託し、預金部資金の枠内において、公共団体等が被保険者およびその家族の福祉のために設置する福祉施設に対して融資し、または、国債、外国債、社債に運用することとなり、その運用計画の大綱については、毎年度厚生・大蔵両大臣協議の上決定し、福祉施設に対する融資先は、運用計画の大綱で定めた枠内において、厚生大臣が決定し、大蔵大臣に通知すること、国債、社債への運用については、預金部で当該年度中に買入れまたは引受けたものの銘柄のうちから運用の都度協議して決定するなど、国家資金として一元的に管理運用する原則に立ちつつも、労働者の福祉のために特別の配慮をした運用方法が定められた。

(イ) 戦後における還元融資の中断と、その再開に至るまでの経過

戦後に至り、昭和 21 年 1 月 29 日、総司令部より大蔵大臣に対し、「預金部資金並簡易生命保険及郵便年金関係資金運用計画ニ関スル件」なる指令が発せられて、預金部資金の運用が、国債、地方債の消化に限定され、その他一切の投融資活動が禁止されたため、厚生年金保険の積立金についても、福祉施設資金および社債に運用することが禁止され、預金部への預託と国債への運用に限定されることとなった。

その後、昭和 26 年 4 月には、資金運用部資金法が制定され、従来の預金部が資金運用部に改組されることになったが、同法第 2 条「政府の特別会計（資金運用部特

表 7 厚生年金保険還元融資資金量の推移

		(単位 億円)								
対象区分	年度別	27	28	29	30	31	32	33	34	35
還元融資資金		16	25	33	45	55	75	75	85	115
住 宅		10	20	23	30	35	45	30	30	35
病 院		6	5	10	15	19	27	39	45	50
保健・厚生施設		—	—	—	—	1	3	6	10	20
医療金融公庫		—	—	—	—	—	—	—	—	10

別会計を除く)の歳入、歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金は、すべて、資金運用部に預託しなければならない。」および第3条「政府の特別会計(米国対日援助見返資金特別会計および資金運用部特別会計を除く)の余裕金は、資金運用部への預託の方法によるの外、運用してはならない。」と規定されたことに関連して、厚生保険特別会計法第13条の「積立金ハ国債ヲ以テ保有シ又ハ大蔵省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得」との規定も「積立金ハ資金運用部ニ預託シ……」に改められた(もっとも、改正前の厚生保険特別会計法第13条の規定により国債を保有した事例はなく、預金部に預託した資金の枠内において国債に運用されていた)。

しかし、積立金の運用については、拠出者である労使の意向を反映させるべきであるとの声が次第に高まっていたので、昭和27年度に至り、漸く積立金の還元融資が復活実施されることとなった(昭和27年度より昭和35年度に至る間の厚生年金還元融資資金量は表7のとおりである)。

(ウ) 還元融資再開後の諸問題

以上のような経過をたどり還元融資制度は再開されたのであるが、昭和27年10月2日には、多年にわたり大蔵・郵政両省の間に争われてきた簡易生命保険および郵便年金積立金の分離運用が実現したため、厚生年金保険積立金についても、分離運用論が高まり、昭和29年の厚生年金保険法の全面改正に際しては、保険料の増徴が必要とされるに至り、運用の合理化による財源の強化と拠出者たる労使への還元融資の増大が各方面から強く要望され、第19回国会における改正法案の審議に際しては、衆議院の付帯決議中の3項目の一つとして、「巨額にのぼる厚生年金保険積立金の管理運用については、効率的民主的措置を講じ、特に拠出者の意向の反映し得るよう工夫すること。」と決議され、また、参議院においても「厚生年金保険積立金については、これを民主的、効率的に管理運用するよう特別の措置を講ずること。」

「厚生年金保険積立金を大幅に還元融資し、老人ホーム、

児童保護施設、医療施設および住宅等を増設して、被保険者の福祉増進を図ること。」と決議されたのであった。また、昭和31年5月17日には、社会党議員によって、厚生年金保険積立金の利子見込額に相当する金額の範囲内で、労働者およびその家族のための福祉施設建設資金の貸付を行うことを内容とした「労働者福祉資金の運用に関する法律案」が第24回国会に提案され、衆議院社会労働委員会に付託、第27回国会まで引続き継続審議され、第28回国会において審議未了となった。昭和35年の法律改正に際しても、第34回国会において衆議院で「積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映しうるものとするとともに還元融資の枠を拡大すること。」と決議され、参議院においても「積立金の管理運用については、特に拠出者の意向を反映しうるよう自主管理を図るとともに還元融資の枠を拡大すること。」と決議される等、積立金の蓄積の増大するにつれて、その管理運用の問題は、次第に世の視聴を集めるに至ったのである。

(エ) 国民年金制度の発足と積立金運用問題

昭和34年4月国民年金法が成立し、同年11月から福祉年金の支給開始、昭和36年4月からは、拠出制国民年金の保険料の納付が開始されるに至ったが、国民年金の積立金の運用については、保険料の徴収の始まる以前、既に法案が具体的に検討され国会で審議されようとする時期から、社会保障制度審議会をはじめ、各方面から意見が寄せられたほか、衆・参両院においても付帯決議がつけられるなど、朝野の視聴を集める問題となった。

この問題は、国民年金法成立に伴って発足した国民年金審議会において審議されることとなったが、同審議会の論議は、厚生年金積立金の運用から掘りおこし、資金運用部資金運用の問題に至るまで、積立金運用の本質にふれる基本的かつ広汎にわたるものであった。同審議会における審議の状況を、ここで詳細に紹介する余裕はないが、昭和35年12月同審議会から厚生大臣に答申されたものは、「資金運用部の資金を、年金特別勘定と一般勘定とに区分するとともに、年金積立金も、これを福

祉運用分と有利運用分とに分け、前者は特別勘定に預託するが、後者はいったん特別勘定に預託したのち、あらためて一般勘定に再預託するものとし、再預託したものについては、約定利率のほか、運用方針の改善に伴う利益の分配を求める。」というものであった。

このほか、社会保障制度審議会からは、昭和35年10月、総理、大蔵、厚生三大臣あてに「社会保障制度の総合調整の見地からみれば、社会保険の積立金は、将来、それが国民年金や厚生年金保険の積立金であると、また失業保険のような短期保険の積立金であるとを問わず、そのいっさいをあげてこれを総合的な基金制度のもとに管理運用することが本来の行き方である。これらの積立金は、国の資金として財政投融资の原資にするとともに、ただちに資金運用部にくり入れなければならないということにはならない。しかし、この際の措置としては、暫定的に運用部にくり入れるとしても特別勘定として、他の資金とは厳密に区分して管理運用すること。」の旨の要望が出された。

また、資金運用部審議会では、昭和35年9月「国民年金特別融資、厚生年金還元融資を大幅に実施すべきであること。運用利廻りを向上させるべきであること。」などの建議をしたが、特別勘定等については触れるところなかった。

以上のような各審議会の答申、建議等を経て、積立金運用は従来の厚生年金積立金運用の方針から、さらに改善されることとなり、昭和36年1月に、先に(資料1)で示したような運用方針をとることに一応落着いたのであるが、特別勘定をめぐる問題については、なお未解決のまま、検討が続けられることとなったのである。

2. 年金積立金運用をめぐる問題点

以上、年金積立金運用の現状と、現在に至るまでの沿革について概説したが、この運用をめぐる、現在なおいくつかの基本的な問題がある。

第1に、積立金運用によって得る利回りの問題である。これらの積立金は、現在、その全部を資金運用部に預託して年利6分5厘の利子を得ている。この利率は、厚生年金保険、国民年金とも、数理計算上の予定利率5分5厘をこえており、5年ごとの再計算の際、給付財源にくり入れられることになっているが、はたして、この利回りで満足してよいかということである。

ちなみに、各種長期金利を比較すると、たとえば事業債7.57%、貸付信託7.37%、政府保証債7.096%、国債6.795%の利回りをもつ現状において、年金積立金

の得る利回り6.5%は、かなり低位にあると考えてよいであろう。これは、資金運用部資金が、財政投融资の原資として、民間金融ベースに乗り難いものに対し、政策的配慮から低利資金を供給するために避け得ない実状である。

これについて、現状を不満とする立場からは、(1)1兆円の積立金につき、たとえば年利5厘の差は、50億円の収入減となる。年金積立金の資金運用部への預託を中止し、安全確実である限り、より高利に運用するため、年金積立金独自の運用を図るべきである、(2)資金運用部に預託するとしても、年金積立金の特別勘定を設けて、一般の運用とは分離し、より高利回りに運用できるよう努力すべきである。以上要するに、資金運用部資金の公共性のために、年金積立金が低利運用されるのを甘受すべきでない、という意見があるが、これに対して現状を是認する立場からは、(1)年金制度を政府の事業として行う限り、年金積立金も国家資金として、公共の利益、国民の福祉向上に役立つように運用すべきであり、有利性の追求には限度がある、(2)また、これらの公的年金制度には、給付の一部や事務費の国庫負担など、種々の利点が与えられているので、当面安定的に6分5厘の利回りを得ることで、決して低利回りとはいえない、との反論がある。

問題の第2は、年金積立金運用に当たっての使途の明確化についてである。現状では、年金積立金は、郵便貯金その他の政府資金と統合して、資金運用部資金として一本で運用されているため、年金積立金を他の資金と明確に区別して、その運用の実態を明らかにすることはできない。このことから、(1)使途別分類表に示された年金資金等の使途は、当該年度の預託金増加額についてのみの使途であり、既往の蓄積分の運用状況、とくに、年金積立金分の回収および再貸付の状況は明らかにし得ない。(2)当該年度預託金増加分の使途のみに限定しても、厚生年金保険、国民年金等の原資別の使途は不明であり、また、運用対象機関別の資金量は不明である。

これらの点を解決するためには、年金積立金を独自に運用するか、資金運用部に預託するとしても特別勘定を設定することが不可欠であるという意見にならざるを得ないが、これに対して、現状是認の立場からは、(1)年金積立金が、強制貯蓄的性格をもち、被保険者の信頼を得るために、積立金運用状況を明らかにすることの必要は認めるが、資金運用部資金は、郵便貯金等を含めて、その資金の大部分が、国民大衆の零細な資金の集積であり、基本的には、資金運用部資金の運用状況を明らかに

することをもって足りる。したがって、年金積立金については、現在の用途別分類表程度の内容が明らかになっておればよいのではないか、(2) 資金運用部の中に年金積立金特別勘定を設けることは、資金効率の低下（運用上のロスの増大）を招くほか、事務量の増大も無視できない、との意見が強い。

以上二つの問題のほか、現行の還元融資、特別融資の資金量を、預託金増加額の 25% にすることの是非、また、還元融資、特別融資の回収金が、ふたたび還元融資、

特別融資資金に充当されずに、一般財政投融资資金に投入されることの是非等、年金積立金の運用については、さらに検討すべき問題も多いので、昭和 39 年 5 月以来、資金運用審議会において特別委員会を設けて検討されているところであるが、まだその結論を得られるに至っていない。

（本稿は、『時の法令』41. 2. 3 号中の拙稿「厚生年金保険、国民年金の積立金の現状と、その運用をめぐる問題点」に加筆増補したものである。）

執筆者紹介

ろう え 江 もり 森 うえ 上 なに 谷 み 三 はな 花 で 出	やま 山 み 見 むら 村 うら 浦 じま 島 はら 原	まさ 政 こう 康 けん 健 まさ 政 まさ 昌 ふみ 文 まさ 正 たか 孝	みち 道 いち 一 いち 一 ひこ 彦 つね 恒 お 夫 ざぶ 三 ろう 郎 お 夫	国際基督教大学客員教授 一橋大学助教授 東北学院大学助教授 健康保険組合連合会社会保障研究室研究員 社会保障研究所員 社会保障研究所員 社会保障研究所員 厚生省年金局資金課長
--	---	--	---	--